

三原燃 第22-0053号  
令和4年5月24日

原子力規制委員会 殿

茨城県那 石川622番地1  
三菱原  
代表 和矢 秀成

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計  
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和2年8月5日付け原規規発第2008051号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月17日付け三原燃第21-0330号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0469号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

## 別 紙

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社  
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

### 2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の設備・機器  
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器  
放射性廃棄物の廃棄施設の設備・機器  
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

### 3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和2年8月5日  
認可番号 原規規発第2008051号

### 4. 変更の内容

- (1) 変更区分の変更について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 仕様表の改造内容の記載の変更、その他関連箇所の変更について、添付2に示すとおりとする。
- (3) 機器図等図面の変更について、添付3に示すとおりとする。

### 5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、変更区分の記載内容を適正化するためである。
- (2) 本変更の理由は、仕様表の改造内容の記載、その他関連箇所の記載を適正化するためである。
- (3) 本変更の理由は、機器図等図面を適正化するためである。

なお、上記(1)～(3)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

# 添付 1



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 転換工場	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1 式	新設	{836}	飛散防止用防護ネット	1 式
工場棟 成型工場				{840}	飛散防止用防護ネット	1 式
工場棟 組立工場				{842}	飛散防止用防護ネット	1 式
放射線管 理棟				{850}	飛散防止用防護ネット	1 式
付属建物 除染室・ 分析室				{854}	飛散防止用防護ネット	1 式
付属建物 第2核燃 料倉庫				-	-	-
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 同位体分析 設備 表面電離型質量分析装 置	2 基	変更 なし	{906}	分析設備 同位体分析設備	1 式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析 設備 固体発光分光分析装置	1 基	変更 なし	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析 設備 ICP 質量分析装置	1 基	変更 なし	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析 設備 ICP 発光分光分析装置	1 基	変更 なし	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析 設備 自動水分分析装置	1 基	変更 なし	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析 設備 炭素・硫黄同時分析装 置	1 基	変更 なし	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析 設備 自動ハロゲン分析装置	1 基	変更 なし	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式

11

変更後

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
工場棟 転換工場	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1 式	新設	{836}	飛散防止用防護ネット	1 式
工場棟 成型工場				{840}	飛散防止用防護ネット	1 式
工場棟 組立工場				{842}	飛散防止用防護ネット	1 式
放射線管 理棟				{850}	飛散防止用防護ネット	1 式
付属建物 除染室・ 分析室				{854}	飛散防止用防護ネット	1 式
付属建物 第2核燃 料倉庫				-	-	-
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 同位体分析 設備 表面電離型質量分析装 置	2 基	改造	{906}	分析設備 同位体分析設備	1 式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析 設備 固体発光分光分析装置	1 基	改造	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
工場棟 転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析 設備 ICP 質量分析装置	1 基	改造	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析 設備 ICP 発光分光分析装置	1 基	改造	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析 設備 自動水分分析装置	1 基	改造	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析 設備 炭素・硫黄同時分析装 置	1 基	改造	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式
付属建物 除染室・分 析室 分析室	分析設備 不純物分析 設備 自動ハロゲン分析装置	1 基	改造	{907}	分析設備 不純物分析設備	1 式

11

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 α線スペクトル分析装置	1基	変更なし	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 廃水タンク	1基	改造*1	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫	1基	新設	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 比表面積測定装置	1基	変更なし	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 嵩密度測定装置	1基	変更なし	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 平均粒径測定装置	1基	改造	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	1基	改造	{909}	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	1基
工場棟 転換工場 分光分析室	不純物分析設備 発光分光分析装置	1基	撤去	-	-	-

\*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置する。

付属建物動力室を加工施設外とし、一般建物へ変更する。また、付属建物動力室に設置しているボイラー及び暖冷房設備を加工施設外とし、一般設備へ変更する。

付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第3廃棄物倉庫の新規制対応工事に先立ち、工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器(非常用設備の非常用通報設備の一部、消火設備の一部、自動火災報知設備の一部及び緊急対策設備(1)の一部)を取り外す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。

変更後

設置場所	設 工 認			事 業 許 可		
	設工認名称	員数	変更区分	No.	事業許可名称	基数
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 α線スペクトル分析装置	1基	改造	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 廃水タンク	1基	改造*1	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫	1基	新設	{907}	分析設備 不純物分析設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 比表面積測定装置	1基	改造	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 嵩密度測定装置	1基	改造	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 物性測定設備 平均粒径測定装置	1基	改造	{908}	分析設備 物性測定設備	1式
付属建物 除染室・分析室 分析室	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	1基	改造	{909}	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	1基
工場棟 転換工場 分光分析室	不純物分析設備 発光分光分析装置	1基	撤去	-	-	-

\*1: 既設を撤去し、新規に製作し設置する。

付属建物動力室を加工施設外とし、一般建物へ変更する。また、付属建物動力室に設置しているボイラー及び暖冷房設備を加工施設外とし、一般設備へ変更する。

付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第3廃棄物倉庫の新規制対応工事に先立ち、工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器(非常用設備の非常用通報設備の一部、消火設備の一部、自動火災報知設備の一部及び緊急対策設備(1)の一部)を取り外す。機能維持が必要なものは仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる。

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

## 添付 2



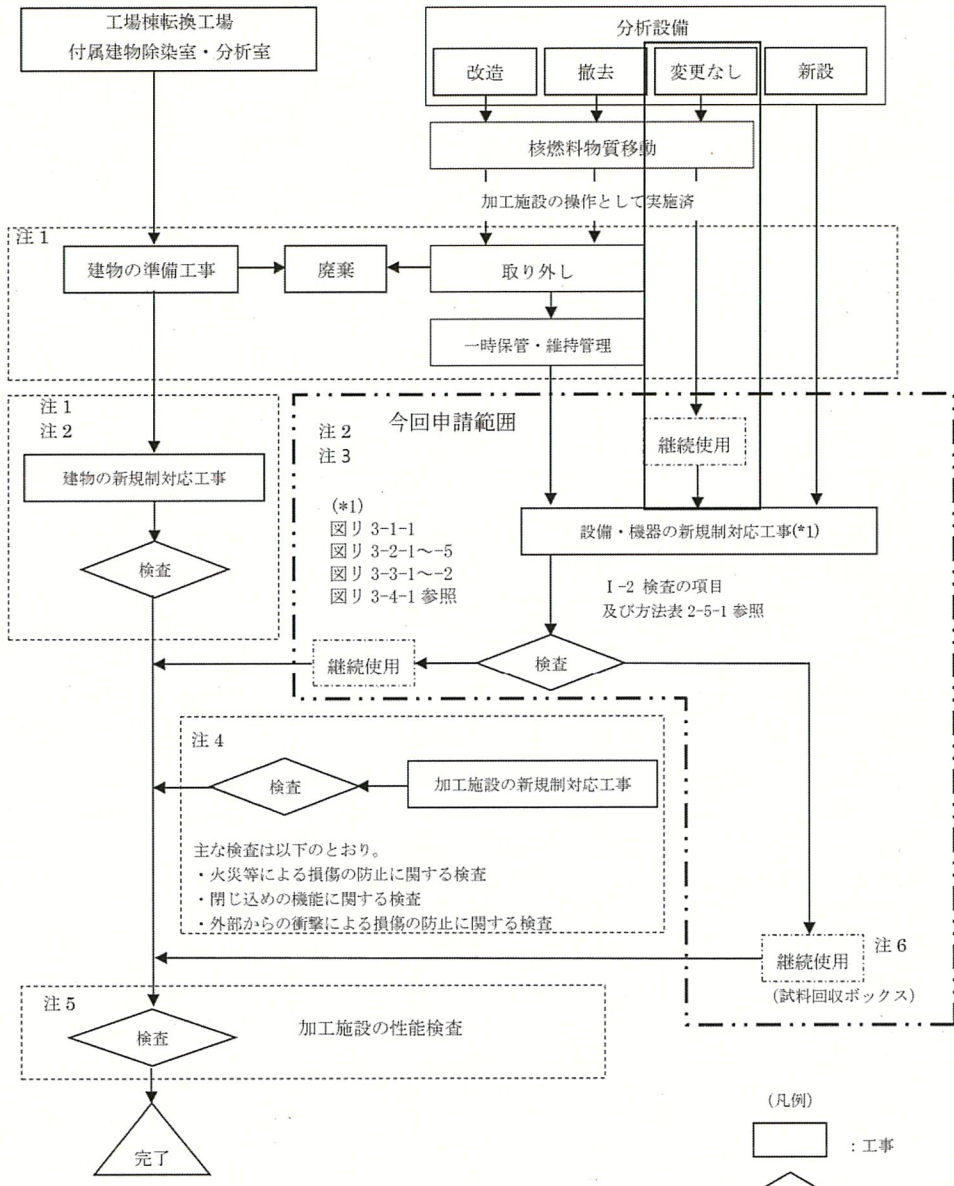
変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由																																																																																																																
<p>表リ-1 その他の加工施設の申請対象建物及び変更内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外</td> <td>付属建物発電機室</td> <td>1式</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>付属建物動力室</td> <td>1式</td> <td>撤去*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:加工施設外とし、一般建物に変更する。</p> <p>表リ-2 その他の加工施設(付属建物発電機室及び付属建物動力室)の申請対象機器及び変更内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付属建物発電機室</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>2基 (1基は予備)</td> <td>改造*1</td> </tr> <tr> <td>付属建物動力室</td> <td>ボイラー</td> <td>1式</td> <td>撤去*2</td> </tr> <tr> <td>付属建物動力室</td> <td>暖冷房設備</td> <td>1式</td> <td>撤去*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:既設を撤去し、新規に製作し設置する。 *2:加工施設外とし、一般設備に変更する。</p> <p>表リ-3 その他の加工施設(分析設備)の申請対象機器及び変更内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場棟</td> <td>分析設備 同位体分析設備</td> <td>1式</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>転換工場 分光分析室</td> <td>分析設備 不純物分析設備</td> <td>1式</td> <td>一部改造と新設(*1)</td> </tr> <tr> <td>付属建物 除染室・分析室</td> <td>分析設備 物性測定設備</td> <td>1式</td> <td>改造(*2)</td> </tr> <tr> <td>分析室</td> <td>分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)</td> <td>1基</td> <td>改造</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 廃水タンクを改造、サンプル保管庫を新設。それ以外の設備は変更なし。 *2: 平均粒径測定装置を改造。それ以外の設備は変更なし。</p> <p>表リ-3-1 その他の加工施設(分析設備)の撤去申請対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器名</th> <th>員数</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場棟 転換工場 分光分析室</td> <td>発光分光分析装置</td> <td>1基</td> <td>撤去</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	名称	員数	変更内容	屋外	付属建物発電機室	1式	新設	屋外	付属建物動力室	1式	撤去*1	設置場所	名称	員数	変更内容	付属建物発電機室	非常用ディーゼル発電機	2基 (1基は予備)	改造*1	付属建物動力室	ボイラー	1式	撤去*2	付属建物動力室	暖冷房設備	1式	撤去*2	設置場所	名称	員数	変更内容	工場棟	分析設備 同位体分析設備	1式	変更なし	転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析設備	1式	一部改造と新設(*1)	付属建物 除染室・分析室	分析設備 物性測定設備	1式	改造(*2)	分析室	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1基	改造	設置場所	機器名	員数	変更内容	工場棟 転換工場 分光分析室	発光分光分析装置	1基	撤去	<p>表リ-1 その他の加工施設の申請対象建物及び変更内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外</td> <td>付属建物発電機室</td> <td>1式</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>付属建物動力室</td> <td>1式</td> <td>撤去*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:加工施設外とし、一般建物に変更する。</p> <p>表リ-2 その他の加工施設(付属建物発電機室及び付属建物動力室)の申請対象機器及び変更内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付属建物発電機室</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>2基 (1基は予備)</td> <td>改造*1</td> </tr> <tr> <td>付属建物動力室</td> <td>ボイラー</td> <td>1式</td> <td>撤去*2</td> </tr> <tr> <td>付属建物動力室</td> <td>暖冷房設備</td> <td>1式</td> <td>撤去*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1:既設を撤去し、新規に製作し設置する。 *2:加工施設外とし、一般設備に変更する。</p> <p>表リ-3 その他の加工施設(分析設備)の申請対象機器及び変更内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場棟</td> <td>分析設備 同位体分析設備</td> <td>1式</td> <td>改造</td> </tr> <tr> <td>転換工場 分光分析室</td> <td>分析設備 不純物分析設備</td> <td>1式</td> <td>改造、新設(*1)</td> </tr> <tr> <td>付属建物 除染室・分析室</td> <td>分析設備 物性測定設備</td> <td>1式</td> <td>改造</td> </tr> <tr> <td>分析室</td> <td>分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)</td> <td>1基</td> <td>改造</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: サンプル保管庫を新設。</p> <p>表リ-3-1 その他の加工施設(分析設備)の撤去申請対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器名</th> <th>員数</th> <th>変更内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場棟 転換工場 分光分析室</td> <td>発光分光分析装置</td> <td>1基</td> <td>撤去</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	名称	員数	変更内容	屋外	付属建物発電機室	1式	新設	屋外	付属建物動力室	1式	撤去*1	設置場所	名称	員数	変更内容	付属建物発電機室	非常用ディーゼル発電機	2基 (1基は予備)	改造*1	付属建物動力室	ボイラー	1式	撤去*2	付属建物動力室	暖冷房設備	1式	撤去*2	設置場所	名称	員数	変更内容	工場棟	分析設備 同位体分析設備	1式	改造	転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析設備	1式	改造、新設(*1)	付属建物 除染室・分析室	分析設備 物性測定設備	1式	改造	分析室	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1基	改造	設置場所	機器名	員数	変更内容	工場棟 転換工場 分光分析室	発光分光分析装置	1基	撤去	<p>設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
設置場所	名称	員数	変更内容																																																																																																															
屋外	付属建物発電機室	1式	新設																																																																																																															
屋外	付属建物動力室	1式	撤去*1																																																																																																															
設置場所	名称	員数	変更内容																																																																																																															
付属建物発電機室	非常用ディーゼル発電機	2基 (1基は予備)	改造*1																																																																																																															
付属建物動力室	ボイラー	1式	撤去*2																																																																																																															
付属建物動力室	暖冷房設備	1式	撤去*2																																																																																																															
設置場所	名称	員数	変更内容																																																																																																															
工場棟	分析設備 同位体分析設備	1式	変更なし																																																																																																															
転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析設備	1式	一部改造と新設(*1)																																																																																																															
付属建物 除染室・分析室	分析設備 物性測定設備	1式	改造(*2)																																																																																																															
分析室	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1基	改造																																																																																																															
設置場所	機器名	員数	変更内容																																																																																																															
工場棟 転換工場 分光分析室	発光分光分析装置	1基	撤去																																																																																																															
設置場所	名称	員数	変更内容																																																																																																															
屋外	付属建物発電機室	1式	新設																																																																																																															
屋外	付属建物動力室	1式	撤去*1																																																																																																															
設置場所	名称	員数	変更内容																																																																																																															
付属建物発電機室	非常用ディーゼル発電機	2基 (1基は予備)	改造*1																																																																																																															
付属建物動力室	ボイラー	1式	撤去*2																																																																																																															
付属建物動力室	暖冷房設備	1式	撤去*2																																																																																																															
設置場所	名称	員数	変更内容																																																																																																															
工場棟	分析設備 同位体分析設備	1式	改造																																																																																																															
転換工場 分光分析室	分析設備 不純物分析設備	1式	改造、新設(*1)																																																																																																															
付属建物 除染室・分析室	分析設備 物性測定設備	1式	改造																																																																																																															
分析室	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	1基	改造																																																																																																															
設置場所	機器名	員数	変更内容																																																																																																															
工場棟 転換工場 分光分析室	発光分光分析装置	1基	撤去																																																																																																															

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

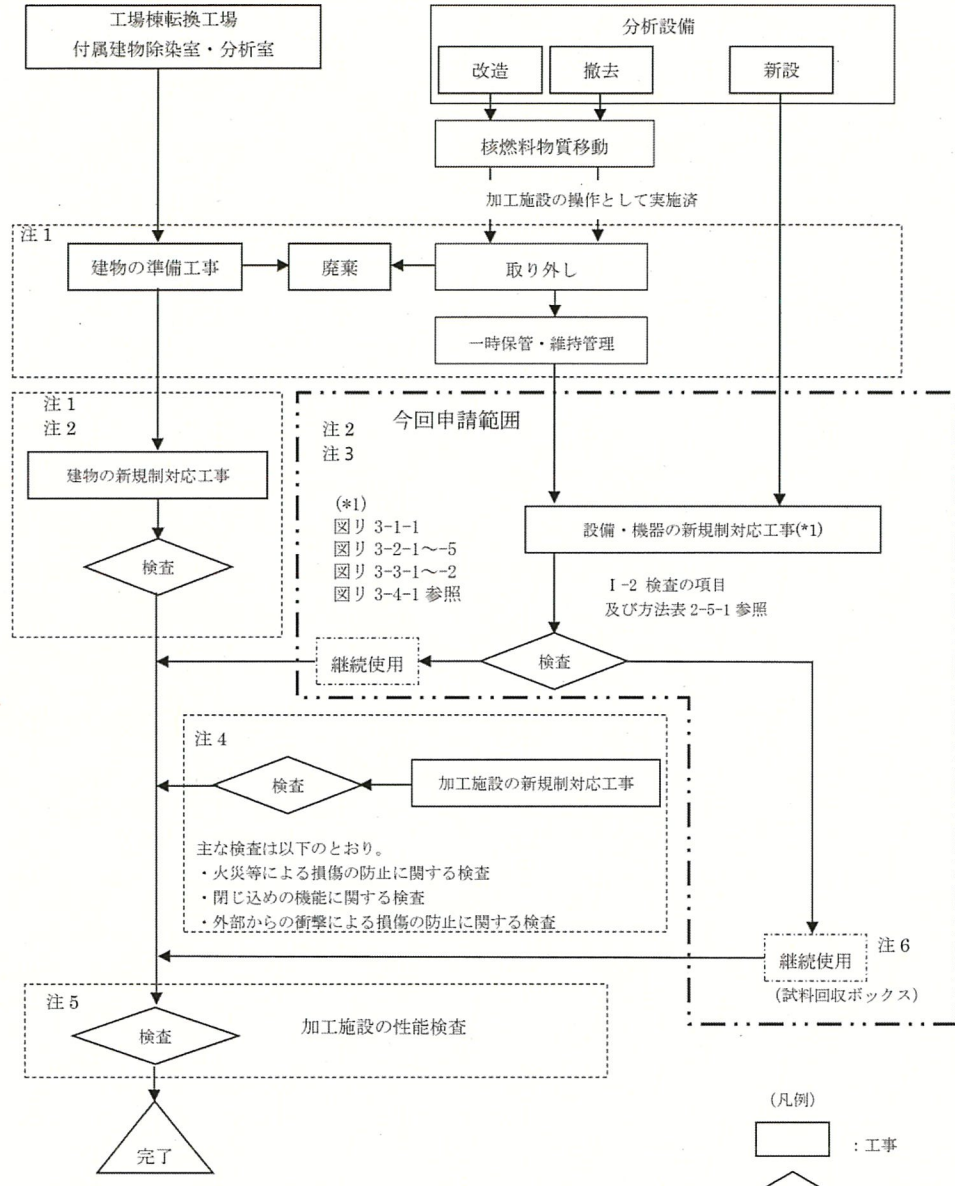


変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
----------------------------------	-----	------

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



図リ 3-1 建物工事と設備・機器の工事の関係図



図リ 3-1 建物工事と設備・機器の工事の関係図

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

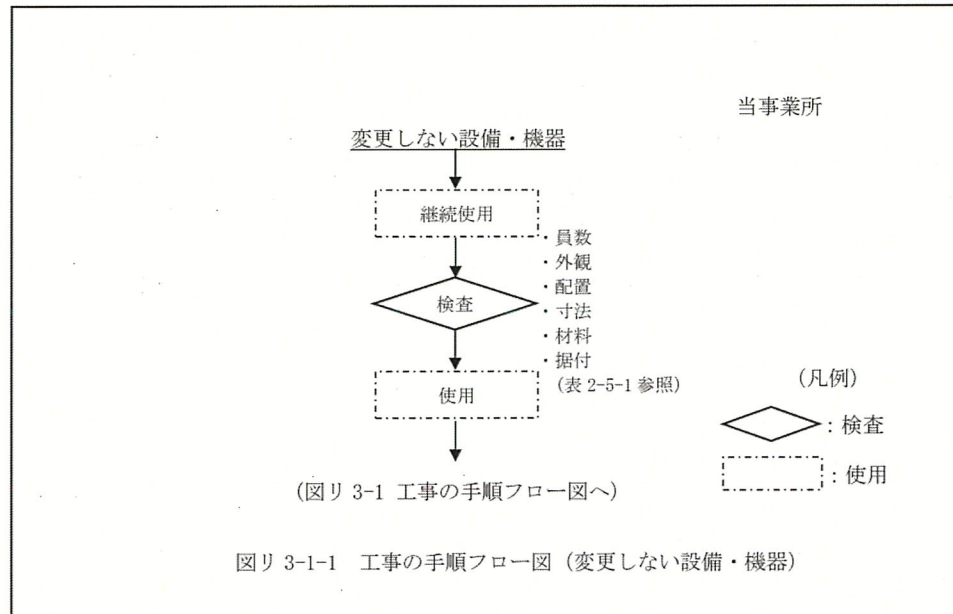


変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<p>4. 3-1. 同位体分析設備</p> <p>(1) 手順        今回申請の設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。<u>ただし当該設備・機器については、変更がないため以下に示す手順により検査のみを行う</u>（図リ3-1-1参照）。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。</p> <p>1) 当該設備・機器についてI-2の検査を実施する。        2) 検査の合格をもって完了とする。</p> <p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</li> <li>作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</li> </ul> <p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。</li> <li>火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。</li> <li>高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</li> </ul> <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退域時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。</li> <li>緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul>	<p>4. 3-1. 同位体分析設備</p> <p>(1) 手順        今回申請の設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ3-1-1参照）。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。</p> <p><u>1) 材料（脚部）を製作する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手し製作・加工する。</u>  <u>2) 当事業所内の工事実施場所に搬入する。</u>  <u>3) 当該設備・機器に脚部を密着させアンカーボルトにて固定する。なお設備・機器への直接的な加工はしないものとする。</u>        4) 当該設備・機器についてI-2の検査を実施する。        5) 検査の合格をもって完了とする。</p> <p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</li> <li>作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</li> </ul> <p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。</li> <li>火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。</li> <li>高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</li> </ul> <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退域時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を</li> </ul>	<p>脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)



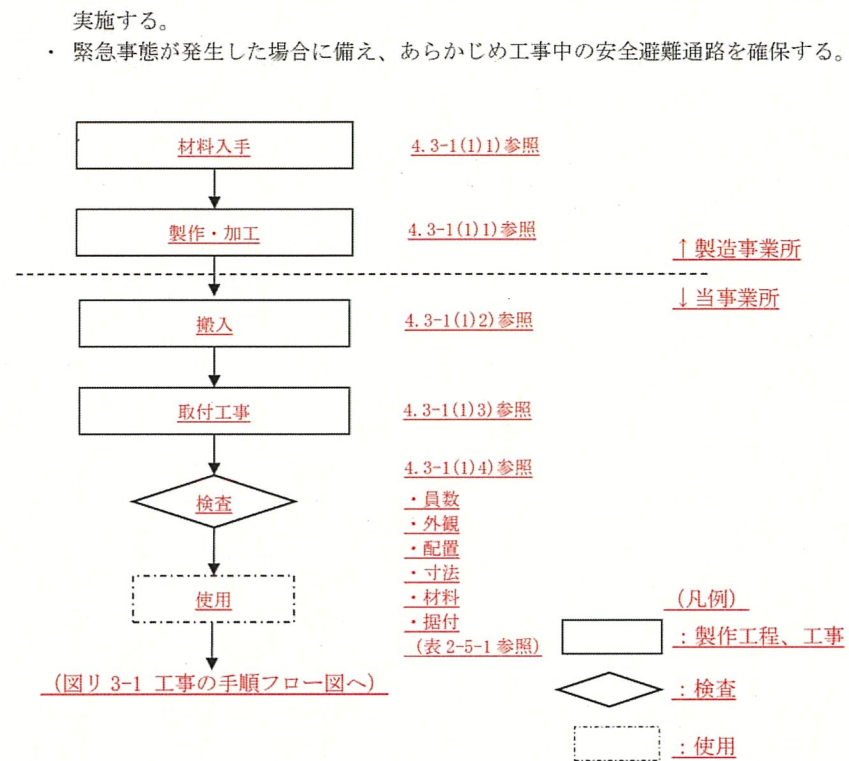
(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を I - 2 検査の項目及び方法の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

変更後



図リ 3-1-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目を I - 2 検査の項目及び方法の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1に示す。

変更理由

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<p>4. 3-2. 不純物分析設備</p> <p>今回申請の設備・機器のうち改造、撤去（発光分光分析装置の撤去）する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。また変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査を行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。</p> <p>今回改造する不純物分析設備のうち廃水タンクは、分析室内の操作により発生する廃水を一時的に貯留するための集水と廃液処理設備(1)（チェックタンク室地下集水槽{715}）に送水する機能を有しており、廃水タンク部、廃水ピット部及び送水ポンプを含む配管から成る（図リ配4(1/2)参照）。この既設廃水タンクを撤去し、養生し管理区域に搬入して切断による減容化を図り廃棄する。撤去後の集水、送水系統は閉止する。これに変わる集水、送水機能を除染室・分析室の分析室に新たに設置し、これらの廃水をチェックタンク室の地下集水槽に送水する配管を新たに設置する（下記(1)a. 図リ配-4(2/2)参照）。</p> <p>また既設の発光分光分析装置を撤去する（下記(1)b. 図リ配-2参照）。</p> <p>(1)手順</p> <p>a. 廃水タンクの改造工事及び検査</p> <p>(a) 廃水タンクの製作、設置据付工事及び検査</p> <p>以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ3-2-1参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 改造工事を実施する事業所又は機器等の設計、製作を実施する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手する。</li> <li>2) 当事業所より提出した製作図を基に、部品等の製作加工を実施する。</li> <li>3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。</li> <li>4) 検査合格後、当事業所内の工事実施場所に搬入する。</li> <li>5) 部品（設備・機器等及び設備・機器間の配管）の取付け及び1-2の検査を実施する。</li> <li>6) 検査の合格をもって完了とする。</li> </ol> <p>(b) 既設廃水タンクの撤去、廃棄に係る工事及び検査</p> <p>以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ3-2-2参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 既設廃水タンクの系統配管、廃水ピット部を除染し、廃水タンク部内の廃水を送水し空にする（排水がない状態で工事を行う）。</li> <li>2) 配管系統遮断時の廃水飛散、廃水漏れに備え、適切な管理が行えるよう一時管理区域を設定する。</li> <li>3) 廃水タンク部、廃水ピット部の一部及び送水ポンプを含む配管を撤去し、既設の埋設配管は廃水口の入口、出口をコンクリート又は閉止フランジで閉止し、床および壁を補修する。なお撤去する廃水ピット部の一部とは、縁部とピット内のライニング材である。</li> <li>4) 廃水タンク部を養生して取り出し、3)で撤去した送水ポンプを含む配管類と共に管理区域内に搬入する。搬入した管理区域内で解体、廃棄する。</li> <li>5) 廃水ピット部は、廃棄物分別のために表面ライニングをはつり、次工事の干渉となる部分も合わせて、解体撤去する。</li> <li>6) 周辺に汚染がないことを確認して、一時管理区域設定を解除する。</li> <li>7) 整地する。</li> <li>8) 目視による外観検査を行う。</li> </ol>	<p>4. 3-2. 不純物分析設備</p> <p>今回申請の設備・機器のうち改造、<u>新設（サンプル保管庫）</u>及び撤去（発光分光分析装置の撤去）する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。また変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査を行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。</p> <p>今回改造する不純物分析設備のうち廃水タンクは、分析室内の操作により発生する廃水を一時的に貯留するための集水と廃液処理設備(1)（チェックタンク室地下集水槽{715}）に送水する機能を有しており、廃水タンク部、廃水ピット部及び送水ポンプを含む配管から成る（図リ配4(1/2)参照）。この既設廃水タンクを撤去し、養生し管理区域に搬入して切断による減容化を図り廃棄する。撤去後の集水、送水系統は閉止する。これに変わる集水、送水機能を除染室・分析室の分析室に新たに設置し、これらの廃水をチェックタンク室の地下集水槽に送水する配管を新たに設置する（下記(1)a. 図リ配-4(2/2)参照）。</p> <p>また既設の発光分光分析装置を撤去する（下記(1)b. 図リ配-2参照）。</p> <p>(1)手順</p> <p>a. 廃水タンクの改造工事及び検査</p> <p>(a) 廃水タンクの製作、設置据付工事及び検査</p> <p>以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ3-2-1参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 改造工事を実施する事業所又は機器等の設計、製作を実施する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手する。</li> <li>2) 当事業所より提出した製作図を基に、部品等の製作加工を実施する。</li> <li>3) 製作された部品について当事業所にて受入検査を実施する。</li> <li>4) 検査合格後、当事業所内の工事実施場所に搬入する。</li> <li>5) 部品（設備・機器等及び設備・機器間の配管）の取付け及び1-2の検査を実施する。</li> <li>6) 検査の合格をもって完了とする。</li> </ol> <p>(b) 既設廃水タンクの撤去、廃棄に係る工事及び検査</p> <p>以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ3-2-2参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 既設廃水タンクの系統配管、廃水ピット部を除染し、廃水タンク部内の廃水を送水し空にする（排水がない状態で工事を行う）。</li> <li>2) 配管系統遮断時の廃水飛散、廃水漏れに備え、適切な管理が行えるよう一時管理区域を設定する。</li> <li>3) 廃水タンク部、廃水ピット部の一部及び送水ポンプを含む配管を撤去し、既設の埋設配管は廃水口の入口、出口をコンクリート又は閉止フランジで閉止し、床および壁を補修する。なお撤去する廃水ピット部の一部とは、縁部とピット内のライニング材である。</li> <li>4) 廃水タンク部を養生して取り出し、3)で撤去した送水ポンプを含む配管類と共に管理区域内に搬入する。搬入した管理区域内で解体、廃棄する。</li> <li>5) 廃水ピット部は、廃棄物分別のために表面ライニングをはつり、次工事の干渉となる部分も合わせて、解体撤去する。</li> <li>6) 周辺に汚染がないことを確認して、一時管理区域設定を解除する。</li> <li>7) 整地する。</li> <li>8) 目視による外観検査を行う。</li> </ol>	<p>サンプル保管庫の新設に関して記載を適正化するため。なお、本変更は記載の適正化に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<p>9) 撤去の作業により発生した廃棄物は、200ℓドラム缶に収納し保管廃棄設備に搬送し保管する。</p> <p>b. 発光分光分析装置の撤去工事及び検査 以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ3-2-3参照)</p> <p>1) 撤去する設備・機器のフレキシブルホースを気体廃棄設備<sup>注1)</sup>のダクトから取り外し、ダクトの取り外し部分を除染し、閉止板を取り付け閉止する。また同様に設備・機器とともに撤去する配管(冷却用工業用水チューブ)については、切り離れた部分に閉止用の施栓をする。</p> <p>2) 設備・機器を固定しているボルト等を取り外し、設備・機器(設備・機器の一部である電源ケーブルを含む)を撤去する。</p> <p>3) 撤去した設備・機器を放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。</p> <p>4) 設備・機器撤去後の床表面は、修復後、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装する(閉じ込め機能、核燃料物質等による汚染の防止については、添付書類適合説明書 資料18設(21.1-設1)参照。)</p> <p>5) 撤去後は、I-2の検査を実施する。 注1)気体廃棄設備は次回以降申請予定</p> <p>c. サンプル保管庫の新設工事及び検査 以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ3-2-4参照)</p> <p>1) 新設する設備・機器(アンカーボルト含む)を製作する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手する。なおサンプル保管庫本体は市販品である。</p> <p>2) 製作事業所は、当事業所より提出した製作図を基に設備・機器の加工製作を実施する。</p> <p>3) 製作された設備・機器、アンカーボルト等について当事業所において受入検査を実施する。</p> <p>4) 受入検査合格後、当事業所内の工事実施場所に搬入する。</p> <p>5) 設備・機器を所定の場所に設置後、アンカーボルトにて固定する。</p> <p>6) I-2の検査項目について検査を実施する。</p> <p>7) 検査の合格をもって完了とする。</p> <p>d. 変更しない設備・機器の工事及び検査 以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ3-2-5参照)</p> <p>1) 当該設備・機器についてI-2の検査を実施する。</p> <p>2) 検査の合格をもって完了とする。</p> <p>(2) 工事上の注意事項 a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影</li> </ul>	<p>9) 撤去の作業により発生した廃棄物は、200ℓドラム缶に収納し保管廃棄設備に搬送し保管する。</p> <p>b. 発光分光分析装置の撤去工事及び検査 以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ3-2-3参照)</p> <p>1) 撤去する設備・機器のフレキシブルホースを気体廃棄設備<sup>注1)</sup>のダクトから取り外し、ダクトの取り外し部分を除染し、閉止板を取り付け閉止する。また同様に設備・機器とともに撤去する配管(冷却用工業用水チューブ)については、切り離れた部分に閉止用の施栓をする。</p> <p>2) 設備・機器を固定しているボルト等を取り外し、設備・機器(設備・機器の一部である電源ケーブルを含む)を撤去する。</p> <p>3) 撤去した設備・機器を放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。</p> <p>4) 設備・機器撤去後の床表面は、修復後、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性材料)で塗装する(閉じ込め機能、核燃料物質等による汚染の防止については、添付書類適合説明書 資料18設(21.1-設1)参照。)</p> <p>5) 撤去後は、I-2の検査を実施する。 注1)気体廃棄設備は次回以降申請予定</p> <p>c. サンプル保管庫の新設工事及び検査 以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ3-2-4参照)</p> <p>1) 新設する設備・機器(アンカーボルト含む)を製作する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手する。なおサンプル保管庫本体は市販品である。</p> <p>2) 製作事業所は、当事業所より提出した製作図を基に設備・機器の加工製作を実施する。</p> <p>3) 製作された設備・機器、アンカーボルト等について当事業所において受入検査を実施する。</p> <p>4) 受入検査合格後、当事業所内の工事実施場所に搬入する。</p> <p>5) 設備・機器を所定の場所に設置後、アンカーボルトにて固定する。</p> <p>6) I-2の検査項目について検査を実施する。</p> <p>7) 検査の合格をもって完了とする。</p> <p>d. その他の不純物分析設備の改造工事及び検査 <u>その他の不純物分析設備として、固体発光分光分析装置、ICP質量分析装置、自動水分分析装置、炭素・硫黄同時分析装置、自動ハロゲン分析装置、α線スペクトル分析装置及びICP発光分光分析装置については、以下に示す手順により改造工事及び検査を行う(図リ3-2-5参照)</u></p> <p>1) <u>材料(脚部、拘束金具)及び部材(設置架台)を製作する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手し製作・加工する。</u></p> <p>2) <u>製作された脚部、拘束金具及び設置架台を当事業所内の工事実施場所に搬入する。</u></p> <p>3) <u>既設の設置架台と搬入した設置架台を入れ替え、脚部を取り付けアンカーボルトにて固定する。設置架台上の分析装置は拘束金具により水平方向を固定する。既設の設置架台は解体し廃棄する。なお部材(設置架台)の入れ替えは、自動水分分析装置、炭素・硫黄同時分析装置及びICP発光分光分析装置のみである。</u></p> <p>4) 当該設備・機器についてI-2の検査を実施する。</p>	<p>設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<p>響を軽減する。</p> <p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。</li> <li>・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</li> </ul> <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業員は、入退域時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。</li> <li>・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul> <p>182</p>	<p>5) 検査の合格をもって完了とする。</p> <p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づき当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</li> </ul> <p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。</li> <li>・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</li> </ul> <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業員は、入退域時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。</li> <li>・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul> <p>182</p>	<p>前頁の変更に伴う文章の繰り下げ。(本頁に内容の変更は無い)</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<div data-bbox="290 367 1169 957" data-label="Diagram"> <p>図リ 3-2-5 工事の手順フロー図 (変更しない設備・機器)</p> </div> <p>(3)品質保証計画 本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。</p> <p>(4)検査 検査の項目をI-2検査の項目及び方法の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1及び表2-6-2に示す。</p>	<div data-bbox="1448 464 2237 1272" data-label="Diagram"> <p>図リ 3-2-5 工事の手順フロー図 (その他の不純物分析設備に係る改造工事)</p> </div> <p>(3)品質保証計画 本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、事業許可における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従い実施する。</p> <p>(4)検査 検査の項目をI-2検査の項目及び方法の表2-5-1に、検査の方法を表2-6-1及び表2-6-2に示す。</p>	<p>設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<p>4. 3-3. 物性測定設備</p> <p>今回申請の設備・機器のうち改造する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。また変更しない設備・機器については、以下に示す手順により検査を行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。</p> <p>(1) 手順</p> <p>a. 平均粒径測定装置の改造工事及び検査</p> <p>以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ3-3-1参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>改造する設備・機器(取付ボルト含む)を製作する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手する。</u></li> <li>2) <u>製作事業所は、当事業所より提出した製作図を基に設備・機器の加工製作を実施する。</u></li> <li>3) <u>製作された設備・機器、取付ボルト等について当事業所において受入検査を実施する。</u></li> <li>4) <u>受入検査合格後、当事業所内の工事実施場所に搬入する。</u></li> <li>5) <u>設備・機器を所定の場所に設置後、所定の場所に設置してある設備・機器に金属製カバーを取り付け、取付ボルトにて固定する。</u></li> <li>6) I-2の検査項目について検査を実施する。</li> <li>7) 検査の合格をもって完了とする。</li> </ol> <p>b. その他の設備・機器(変更なし)の工事及び検査</p> <p>以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ3-3-2参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>各設備・機器についてI-2の検査を実施する。</u></li> <li>2) <u>検査の合格をもって完了とする。</u></li> </ol> <p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</li> </ul> <p>b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。</li> </ul>	<p>4. 3-3. 物性測定設備</p> <p>今回申請の設備・機器のうち改造する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。</p> <p>(1) 手順</p> <p>a. <u>比表面積測定装置、嵩密度測定装置及び平均粒径測定装置の改造工事及び検査</u></p> <p>以下に示す手順により工事及び検査を行う(図リ3-3-1参照)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>材料(脚部、拘束金具及びカバー)、部材(設置架台)を製作する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手し製作・加工する。</u></li> <li>2) <u>製作された脚部、拘束金具、設置架台及びカバーを当事業所内の工事実施場所に搬入する。なお製作された金属カバーについては、当事業所において受入検査を実施する。</u></li> <li>3) <u>既設の設置架台と搬入した設置架台を入れ替え、脚部を取り付けアンカーボルトにて固定する。設置架台上の分析装置は拘束金具により水平方向を固定する。既設の設置架台は解体し廃棄する。なお部材(設置架台)の入れ替えは、比表面積測定装置、平均粒径測定装置である。</u></li> <li>4) <u>設置架台上の所定の場所に設備・機器のカバーを取付ボルトにて取付ける。嵩密度測定装置用は塩化ビニル製カバー、平均粒径測定装置用は金属製カバーである。</u></li> <li>5) I-2の検査項目について検査を実施する。</li> <li>6) 検査の合格をもって完了とする。</li> </ol> <p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</li> </ul> <p>b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。</li> <li>・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</li> </ul>	<p>設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバーの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<p>・高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。</p> <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域内にて作業を実施する場合、作業中は、入退域時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。</li> <li>緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul> <p>189</p>	<p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理区域内にて作業を実施する場合、作業中は、入退域時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。</li> </ul> <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する工具・機器は、使用前に点検する。</li> </ul> <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。</li> <li>緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。</li> </ul> <p>189</p>	<p>前頁の変更に伴う文章の繰り上げ。(本頁に内容の変更は無い)</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<p>図リ 3-3-1 工事の手順フロー図 (平均粒径測定装置の改造工事)</p>	<p>図リ 3-3-1 工事の手順フロー図 (平均粒径測定装置の改造、<u>嵩密度測定装置及び比表面積測定装置の改造工事</u>)</p>	<p>設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバーの改造に関し、変更内容を適正化するため。また、図リ3-1との整合のため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<p>4. 3-4. 試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）</p> <p>今回申請する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。</p> <p>今回改造する不純物分析設備付帯設備である試料回収ボックスは、ウラン取り扱い範囲を限定するためシュート部に閉止板（床板）を取り付け、下部への移入口であるシュート部を閉止する。これに伴い不要となるダクトは撤去し、ダクト開口部は閉止蓋により閉止する。</p> <p>(1) 手順</p> <p>a. 試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）の改造工事及び検査</p> <p>以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ3-4-1参照）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 改造工事を実施する事業所又は部品等の製作を実施する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手する。</li> <li>2) 当事業所より提出した製作図を基に部品等の加工製作を実施する。</li> <li>3) 製作された部品等について当事業所において受入検査を実施する。</li> <li>4) 検査合格後、当事業所内の工事実施場所に搬入する。</li> <li>5) ウランを取り扱う部位を除染しウランがない状態で、次回以降申請予定の局所排気設備に接続するための排気口追加、シュート部を閉止するための床板、既設排気口を撤去し撤去後に上部パネル（側面）、下部パネル（側面）および下部パネルの前後面を取付け、I-2の検査を実施する。なお面速検査は、次回以降申請予定の局所排気設備の工事完了後に実施する。</li> <li>6) 検査の合格をもって完了とする。</li> </ol> <p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</li> </ul> <p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。</li> <li>・ 高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リス</li> </ul>	<p>4. 3-4. 試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）</p> <p>今回申請する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。</p> <p>なお、加工施設の維持管理に不可欠な設備・機器については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する設備・機器及び理由については5項参照。</p> <p>今回改造する不純物分析設備付帯設備である試料回収ボックスは、ウラン取り扱い範囲を限定するためシュート部に閉止板（床板）を取り付け、下部への移入口であるシュート部を閉止する。これに伴い不要となるダクトは撤去し、ダクト開口部は閉止蓋により閉止する。</p> <p>(1) 手順</p> <p>a. 試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）の改造工事及び検査</p> <p>以下に示す手順により工事及び検査を行う（図リ3-4-1参照）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 改造工事を実施する事業所又は部品等の製作を実施する事業所において、当事業所指定の材料を材料証明書と共に手配し入手する。</li> <li>2) 当事業所より提出した製作図を基に部品等の加工製作を実施する。</li> <li>3) 製作された部品等について当事業所において受入検査を実施する。</li> <li>4) 検査合格後、当事業所内の工事実施場所に搬入する。</li> <li>5) ウランを取り扱う部位を除染しウランがない状態で、次回以降申請予定の局所排気設備に接続するための排気口追加、シュート部を閉止するための床板、既設排気口を撤去し撤去後に上部パネル（側面）、下部パネル（側面）および下部パネルの前後面を取付け、<u>フレーム（架台）のアンカーボルトを交換し</u>、I-2の検査を実施する。なお面速検査は、次回以降申請予定の局所排気設備の工事完了後に実施する。</li> <li>6) 検査の合格をもって完了とする。</li> </ol> <p>(2) 工事上の注意事項</p> <p>a. 一般事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。</li> <li>・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</li> </ul> <p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。</li> <li>・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。</li> <li>・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリア、設備・機器の除染を行う。</li> <li>・ 高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リス</li> </ul>	<p>アンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)	変更後	変更理由
<p>図リ 3-4-1 工事の手順フロー図 (試料回収ボックスの改造工事)</p>	<p>図リ 3-4-1 工事の手順フロー図 (試料回収ボックスの改造工事)</p>	<p>アンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

変更後

変更理由

表り設-2 同位体分析設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [906] 分析設備 同位体分析設備
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室	
機器名	分析設備 同位体分析設備 (1) 表面電離型質量分析装置(1) (2) 表面電離型質量分析装置(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	(1) SECTOR54 (2) TRITON-TI
	主要な構造材	別表り設-2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	[906]・[907]・[908]・[909] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する。(次回以降申請)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表り設-2 同位体分析設備 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [906] 分析設備 同位体分析設備
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室	
機器名	分析設備 同位体分析設備 (1) 表面電離型質量分析装置(1) (2) 表面電離型質量分析装置(2)	
変更内容	(1) <u>改造</u> <u>・耐震性向上のために脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> (2) <u>改造</u> <u>・耐震性向上のために脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u>	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	(1) SECTOR54 (2) TRITON-TI
	主要な構造材	別表り設-2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	[906]・[907]・[908]・[909] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する。(次回以降申請)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

変更後

変更理由

表り設-3 不純物分析設備 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	[907]	分析設備 不純物分析設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (4) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (5) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (6) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (7) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (8) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (9) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		分析設備 不純物分析設備 (1) 固体発光分光分析装置 (2) ICP 質量分析装置 (3) ICP 発光分光分析装置 (4) 自動水分分析装置 (5) 炭素・硫黄同時分析装置 (6) 自動ハロゲン分析装置 (7) α線スペクトル分析装置 (8) 廃水タンク (9) サンプル保管庫
変更内容		(1) <u>変更なし</u> (2) <u>変更なし</u> (3) <u>変更なし</u> (4) <u>変更なし</u> (5) <u>変更なし</u> (6) <u>変更なし</u> (7) <u>変更なし</u> (8) 改造 ・ 既設の廃水タンクは廃棄し、新たに製作して付属建物 除染室・分析室 分析室に設置する。 (9) 新設 ・ 竜巻襲来時の飛散防止対策のため、サンプル保管庫を新設する。
員数		1 式 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基 (4) 1 基 (5) 1 基 (6) 1 基 (7) 1 基 (8) 1 基 (9) 1 基
一般仕様	型式	(1) GEW-170 (2) Agilent7500ce、設置架台 (3) iCAP6300Duo、UF4A-AA6M-CA1T※1 (4) AQS-2120、UF1A-AA5M-CA1T※1 (5) EMIA-920V、UF1A-AA6L-CA0T※1 (6) H5U-50※2、SQ-30※2、TBS-15※2、設置架台 (7) 576A-600H (8) 円筒縦型 (9) SECOM Pythagoras CABT、設置架台 ※1 市販品の設置架台 ※2 自動ハロゲン分析装置を構成する部品
	主要な構造材	別表り設-3

269

表り設-3 不純物分析設備 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	[907]	分析設備 不純物分析設備
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 分光分析室 (2) 工場棟 転換工場 分光分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (4) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (5) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (6) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (7) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (8) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (9) 付属建物 除染室・分析室 分析室
機器名		分析設備 不純物分析設備 (1) 固体発光分光分析装置 (2) ICP 質量分析装置 (3) ICP 発光分光分析装置 (4) 自動水分分析装置 (5) 炭素・硫黄同時分析装置 (6) 自動ハロゲン分析装置 (7) α線スペクトル分析装置 (8) 廃水タンク (9) サンプル保管庫
変更内容		(1) <u>改造</u> ・ <u>耐震性向上のために脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> (2) <u>改造</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (3) <u>改造</u> ・ <u>老朽化のため、設置架台を更新する。</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (4) <u>改造</u> ・ <u>老朽化のため、設置架台を更新する。</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (5) <u>改造</u> ・ <u>老朽化のため、設置架台を更新する。</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (6) <u>改造</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (7) <u>改造</u> ・ <u>耐震性向上のために脚部をアンカーボルトにより固定する。</u> (8) 改造 ・ 既設の廃水タンクは廃棄し、新たに製作して付属建物 除染室・分析室 分析室に設置する。 (9) 新設 ・ 竜巻襲来時の飛散防止対策のため、サンプル保管庫を新設する。

269

設置架台、拘束金具、脚部及びアンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

変更後

変更理由

前頁の変更に伴う表の頁の繰り下げ。(本頁に内容の変更は無い)

表り設-3 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)(廃水タンク)
技術基準に基づく設計(注)	その他の性能	有効容量約870L(廃水タンク)
	取扱う核燃料物質の状態	U <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。(廃水タンクを除く) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する。(次回以降申請)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工場棟転換工場の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類(ただしサンプル保管庫は第2類) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {907} 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 第2類 本体部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 本体取付ボルト: (新規) 設置架台部材: (新規) 設置架台アンカーボルト: (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。(廃水タンク) [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する。(廃水タンクを除く) [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。(廃水タンク) [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))を設置する(三原燃 第19-0801号 図り建-57参照)。(廃水タンク)
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する。(廃水タンクを除く) [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。(廃水タンクを除く) [12.1-設7] 漏水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。(サンプル保管庫を除く)
	安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する。(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)	

270

表り設-3 不純物分析設備 仕様表 (2/3)

一般仕様	員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基
	型式	(1) GEW-170 (2) Agilent7500ce、設置架台 (3) iCAP6300Duo、UF4A-AA6M-CAIT※1 (4) AQS-2120、UF4A-AA5M-CAIT※1 (5) EMIA-920V、UF1A-AA6L-CAOT※1 (6) HSU-50※2、SQ-30※2、TBS-15※2、設置架台 (7) 576A-600H (8) 円筒縦型 (9) SECOM Pythagoras CABI、設置架台 ※1 市販品の設置架台 ※2 自動ハロゲン分析装置を構成する部品
技術基準に基づく設計(注)	主要な構造材	別表り設-3
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)(廃水タンク)
	その他の性能	有効容量約870L(廃水タンク)
	取扱う核燃料物質の状態	U <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	{906}・{907}・{908}・{909} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。(廃水タンクを除く) 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] 分光分析室及び分析室全体での質量制限値のウランを試料回収ボックスに集約し立体角法により評価する。(次回以降申請)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室、工場棟転換工場の建物、土間コンクリートに設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類(ただしサンプル保管庫は第2類) [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {907} 分析設備 不純物分析設備 サンプル保管庫 第2類 本体部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 本体取付ボルト: (新規) 設置架台部材: (新規) 設置架台アンカーボルト: (新規)
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-

270

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

変更後

変更理由

表リ設-3 不純物分析設備 仕様表 (3/3)

搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する。(漏水検知警報設備は次回以降申請)(廃水タンク)
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 電巻に耐えるようボルト(含む拘束金具)で固定する。
添付図	図リ配-2、図リ配-3、図リ配-4、図リ系-3、図リ設-3、図リ設-4、図リ設-7、図リ設-8、図リ設-9、図リ設-10、図リ設-11、図リ設-12、図リ設-13

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表リ設-3 不純物分析設備 仕様表 (3/3)

閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。(廃水タンク) [10.1-設5] 分析装置、およびサンプル保管庫のサンプル保持できる構造により、核燃料物質の落下を防止する。(廃水タンクを除く) [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。(廃水タンク) [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、付属建物 除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))を設置する。(三原燃 第19-0801号 図リ建-57参照)(廃水タンク)
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定したウラン質量を管理する(廃水タンクを除く)。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。(廃水タンクを除く) [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。(サンプル保管庫を除く)
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設7] 使用施設との共用によって、核的制限値を超えないように管理する。(固体発光分光分析装置、自動ハロゲン分析装置、サンプル保管庫)
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する(漏水検知警報設備は次回以降申請)(廃水タンク)。
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 電巻に耐えるようボルト(含む拘束金具)で固定する。
添付図	図リ配-2、図リ配-3、図リ配-4、図リ系-3、図リ設-3、図リ設-4、図リ設-7、図リ設-8、図リ設-9、図リ設-10、図リ設-11、図リ設-12、図リ設-13

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

前頁の変更に伴う表の頁の繰り下げ。(本頁に内容の変更は無い)

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

変更後

変更理由

表り設-4 物性測定設備 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [908] 分析設備 物性測定設備
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 物性測定設備 (1) 比表面積測定装置 (2) 高密度測定装置 (3) 平均粒径測定装置	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 改造 ・ 火災防止のため、金属製カバーを設置す	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基	
一般仕様	型式	(1) Macsorb HM-1220、WS2D-AA5M-AAOT※ (2) タップ密度測定式、設置架台 (3) Model 95、WS2D-AASM-AAOT※ ※ 市販品の設置架台
	主要な構造材	別表り設-4
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)	

表り設-4 物性測定設備 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [908] 分析設備 物性測定設備
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (2) 付属建物 除染室・分析室 分析室 (3) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 物性測定設備 (1) 比表面積測定装置 (2) 高密度測定装置 (3) 平均粒径測定装置	
変更内容	(1) 改造 ・ <u>老朽化のため、設置架台を更新する。</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> (2) 改造 ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> ・ <u>駆動部への巻き込まれ防止のためにカバーを設置する。</u> (3) 改造 ・ <u>老朽化のため、設置架台を更新する。</u> ・ <u>耐震性向上のために設置架台に脚部を取り付け、アンカーボルトにより固定する。</u> ・ <u>設置架台に拘束金具を取り付け装置本体の水平方向を固定する。</u> ・ <u>火災防止のため、金属製カバーを設置する。</u>	
員数	1式 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基	
一般仕様	型式	(1) Macsorb HM-1220、WS2D-AA5M-AAOT※ (2) タップ密度測定式、設置架台 (3) Model 95、WS2D-AASM-AAOT※ ※ 市販品の設置架台
	主要な構造材	別表り設-4
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)	

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバーの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

表り設-5 試料回収ボックス 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[909] 分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	
変更内容	(1) 改造 ・作業性改善のため、下部へのシュート部を閉止する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表り設-5
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	[906]・[907]・[908]・[909] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。(次回以降申請)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

274

変更後

表り設-5 試料回収ボックス 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[909] 分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 分析室	
機器名	分析設備 試料回収ボックス(不純物分析設備付帯設備)	
変更内容	(1) 改造 ・作業性改善のため、下部へのシュート部を閉止する。 ・ <u>アンカーボルトを交換する。</u>	
員数	1基	
一般仕様	型式	箱型ボックス式
	主要な構造材	別表り設-5
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等(分析サンプル)
	核燃料物質の臨界防止	[906]・[907]・[908]・[909] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 14.8kgU 以下 (分光分析室及び分析室全体で質量制限) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する(次回以降申請)。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

274

変更理由

アンカーボルトの改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

表2-5-1-1 その他の加工施設(分析設備)の検査の項目(1/1)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三條の四の二 第一項 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										仕稼性能 注4	三号 QMS 注6			
				一号		二号 <sup>注5</sup>		二号 <sup>注5</sup>		二号 <sup>注5</sup>		二号 <sup>注5</sup>						
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全 <sup>注1</sup> 単一	複数	材料	仕稼性能 注4			面速 注3	保持	IL
その他の加工施設	工場棟/工場 分光分析室	表面電離型質量分析装置(1)	変更なし	0	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		表面電離型質量分析装置(2)	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		固体発光分光分析装置	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		ICP質量分析装置	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		発光分光分析装置	撤去	-	①②③④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		ICP発光分光分析装置	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		自動水分分析装置	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		炭素・硫黄同時分析装置	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		自動ハロゲン分析装置	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		α線スペクトル分析装置	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		廃水タンク	改造	①	①②③④	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		サンプリング装置	新設	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		比表面積測定装置	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		高密度測定装置	変更なし	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		平均粒径測定装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
試料回収ボックス	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①		

注1：分析設備における臨界安全は、分析室全体での質量制限とする。  
 注2：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。  
 注3：廃水タンク及び発光分光分析装置の撤去後の検査については、表2-6-2参照。  
 注4：「仕稼性能」は仕様上求められる性能を示す。  
 注5：機能・性能に係る事項は次回以降申請  
 注6：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。  
 ※1：二号 機能及び性能を確認するために十分な方法  
 ※2：三号 其他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

変更後

表2-5-1-1 その他の加工施設(分析設備)の検査の項目(1/1)

施設名称	設置場所	機器名	変更内容	加工規則第三條の四の二 第一項 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法										仕稼性能 注4	三号 QMS 注6			
				一号		二号 <sup>注5</sup>		二号 <sup>注5</sup>		二号 <sup>注5</sup>		二号 <sup>注5</sup>						
				員数	外観	寸法	配置	据付	系統	臨界安全 <sup>注1</sup> 単一	複数	材料	仕稼性能 注4			面速 注3	保持	IL
その他の加工施設	工場棟/工場 分光分析室	表面電離型質量分析装置(1)	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		表面電離型質量分析装置(2)	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		固体発光分光分析装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		ICP質量分析装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		発光分光分析装置	撤去	-	①②③④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①
		ICP発光分光分析装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		自動水分分析装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		炭素・硫黄同時分析装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		自動ハロゲン分析装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		α線スペクトル分析装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		廃水タンク	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		サンプリング装置	新設	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		比表面積測定装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		高密度測定装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
		平均粒径測定装置	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①	
試料回収ボックス	改造	①	①②③④	①⑥	①	①②③	-	-	-	-	-	-	-	-	①			

注1：分析設備における臨界安全は、分析室全体での質量制限とする。  
 注2：「保持」は動力供給停止時の保持機能、「IL」はインターロック、「他」はその他を示す。  
 注3：廃水タンク及び発光分光分析装置の撤去後の検査については、表2-6-2参照。  
 注4：「仕稼性能」は仕様上求められる性能を示す。  
 注5：機能・性能に係る事項は次回以降申請  
 注6：「QMS」は品質マネジメントシステムに係る検査を示す。  
 ※1：二号 機能及び性能を確認するために十分な方法  
 ※2：三号 其他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

変更理由

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

別添Ⅱ 工事工程表

工事工程表を表1に示す。

表1 工事工程表

施設名称	設置場所	名称	変更の内容	令和2年(2020年)度												令和3年(2021年)度			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
化学処理施設	工場棟転機工場	UF,高電・加水分解設備 ・UF,高電カバナー ・薬(無機リン)	新設														△▽		
		UF,高電・加水分解設備 ・高電器 ・UF,フードボックス ・コールドトラップ ・コールドトラップ(小) ・風機貯槽 ・熱交換器(循環貯槽)	改造															△▽	
		炭酸還元設備 ・UF,フロッケンタ ・UF,フィルタ ・UF,バックアップフィルタ ・UF,受けホッパー	改造															△▽	
		貯槽・薬液設備 ・貯槽機 ・薬液設備	改造															△▽	
結晶物質の貯蔵施設	工場棟転機工場 付属建物原料貯蔵所	UF,高電・加水分解設備 ・原料倉庫設置セット	変更なし														△▽		
		原料貯蔵設備 ・UF,フロッケンタ	改造															△▽	
放射線発生物の廃棄施設	工場棟転機工場	廃棄物処理設備(1) ・スクラップ ・切替ダンプ ・電気遮断機止ダンプ ・給電ダンプ・ダンプ ・排気ダンプ・ダンプ ・給電遮断機止ダンプ	新設及び改造														△▽		
		保管変更設備 ・ドラム缶のラジメ測定装置	新設															△▽	
その他の加工施設	福外	付属建物電機室	新設														△▽		
		付属建物動力室	撤去															△▽	
	付属建物動力室	ボイラー 給油設備	撤去															△▽	
		非常用電源設備 ・非常用VFD・VFD受電機	改造															△▽	
	付属建物電機室	非常用通報設備 ・放送設備 ・通信連絡設備																	
		消火設備 ・屋外消火柱 ・消火器																	
		自動火災警報設備 火災感知設備及びそれに 連動する警報設備	増設															△▽	
		緊急対策設備(1) ・非常用照明 ・誘導灯 ・緊急避難通路																	
	工場棟転機工場 工場棟成型工場 放射線管理棟 付属建物等々材料倉庫 付属建物除染室・分析室	緊急対策設備(2) ・機動防止用防護ネット	新設															△▽	
		分析設備 同位体分析設備 ・表面電離型質量分析装置	変更なし															△▽	
工場棟転機工場	分析設備 不純物分析設備 ・顕微鏡分光分析装置 ・ICP質量分析装置	変更なし															△▽		
	分析設備 不純物分析設備 ・蛍光分光分析装置	撤去															△▽		
	分析設備 不純物分析設備 ・電光分光分析装置	改造															△▽		
	分析設備 不純物分析設備 ・ICP発光分光分析装置 ・自動水分分析装置 ・炭素・酸素同時分析装置 ・自動ハロゲン分析装置 ・α線スペクトル分析装置	変更なし																△▽	
	分析設備 物性測定設備 ・平板X線装置	改造																△▽	
	分析設備 物性測定設備 ・比表面積測定装置 ・高圧測定装置	変更なし																△▽	
	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付設置)	改造																△▽	
	付属建物除染室・分析室	分析設備 物性測定設備 ・平板X線装置	改造																△▽
		分析設備 物性測定設備 ・比表面積測定装置 ・高圧測定装置	改造																△▽

【凡例】  
 — : 工事  
 △ : 使用前事業者検査(当該建物・設備・機器)  
 ▽ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

変更後

別添Ⅱ 工事工程表

工事工程表を表1に示す。

表1 工事工程表

施設名称	設置場所	名称	変更の内容	令和2年(2020年)度												令和3年(2021年)度			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
化学処理施設	工場棟転機工場	UF,高電・加水分解設備 ・UF,高電カバナー ・薬(無機リン)	新設														△▽		
		UF,高電・加水分解設備 ・高電器 ・UF,フードボックス ・コールドトラップ ・コールドトラップ(小) ・風機貯槽 ・熱交換器(循環貯槽)	改造															△▽	
		炭酸還元設備 ・UF,フロッケンタ ・UF,フィルタ ・UF,バックアップフィルタ ・UF,受けホッパー	改造															△▽	
		貯槽・薬液設備 ・貯槽機 ・薬液設備	改造															△▽	
結晶物質の貯蔵施設	工場棟転機工場 付属建物原料貯蔵所	UF,高電・加水分解設備 ・原料倉庫設置セット	変更なし														△▽		
		原料貯蔵設備 ・UF,フロッケンタ	改造															△▽	
放射線発生物の廃棄施設	工場棟転機工場	廃棄物処理設備(1) ・スクラップ ・切替ダンプ ・電気遮断機止ダンプ ・給電ダンプ・ダンプ ・排気ダンプ・ダンプ ・給電遮断機止ダンプ	新設及び改造														△▽		
		保管変更設備 ・ドラム缶のラジメ測定装置	新設															△▽	
その他の加工施設	福外	付属建物電機室	新設														△▽		
		付属建物動力室	撤去															△▽	
	付属建物動力室	ボイラー 給油設備	撤去															△▽	
		非常用電源設備 ・非常用VFD・VFD受電機	改造															△▽	
	付属建物電機室	非常用通報設備 ・放送設備 ・通信連絡設備																	
		消火設備 ・屋外消火柱 ・消火器																	
		自動火災警報設備 火災感知設備及びそれに 連動する警報設備	増設															△▽	
		緊急対策設備(1) ・非常用照明 ・誘導灯 ・緊急避難通路																	
	工場棟転機工場 工場棟成型工場 放射線管理棟 付属建物等々材料倉庫 付属建物除染室・分析室	緊急対策設備(2) ・機動防止用防護ネット	新設															△▽	
		分析設備 同位体分析設備 ・表面電離型質量分析装置	改造															△▽	
工場棟転機工場	分析設備 不純物分析設備 ・顕微鏡分光分析装置 ・ICP質量分析装置	改造															△▽		
	分析設備 不純物分析設備 ・蛍光分光分析装置	撤去															△▽		
	分析設備 不純物分析設備 ・電光分光分析装置	改造															△▽		
	分析設備 不純物分析設備 ・ICP発光分光分析装置 ・自動水分分析装置 ・炭素・酸素同時分析装置 ・自動ハロゲン分析装置 ・α線スペクトル分析装置	改造																△▽	
	分析設備 物性測定設備 ・平板X線装置	改造																△▽	
	分析設備 物性測定設備 ・比表面積測定装置 ・高圧測定装置	改造																△▽	
	分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付設置)	改造																△▽	
	付属建物除染室・分析室	分析設備 物性測定設備 ・平板X線装置	改造																△▽
		分析設備 物性測定設備 ・比表面積測定装置 ・高圧測定装置	改造																△▽

【凡例】  
 — : 工事  
 △ : 使用前事業者検査(当該建物・設備・機器)  
 ▽ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

変更後

変更理由

表1-2-4 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可の内容(その他の加工施設 1/1)

Table with 28 columns: 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容. It lists various construction and equipment items with their respective permit details.

表1-2-4 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業許可の内容(その他の加工施設 1/1)

Table with 28 columns: 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容, 申請種別, 申請内容. It lists various construction and equipment items with their respective permit details, including changes from the previous version.

設置架台、拘束金具、脚部、アンカーボルト及びカバー等の改造に関し、変更内容を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(60/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{898}	消火器								2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:- 6次:-		
											○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
												○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
												○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-
{899}	自動火災報知設備	自動火災報知設備		○	2	○	2	○	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:- 6次:- 7次:-		
{900}	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			変更なし		○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			撤去及び改造			2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設及び改造			2	○						工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設及び改造			2	○						工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設及び改造			2	○						放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			改造			2	○						除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号

655

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(60/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{898}	消火器								2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:- 6次:-		
											○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
												○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
												○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-
{899}	自動火災報知設備	自動火災報知設備		○	2	○	2	○	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:- 6次:- 7次:-		
{900}	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			変更なし		○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			撤去、増設及び改造			2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設及び改造			2	○						工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設及び改造			2	○						工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設及び改造			2	○						放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			改造及び増設			2	○						除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号

655

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和2年8月5日付 原規規発第2008051号にて認可)

表3-1 設工認申請対象の申請状況(65/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{904}	誘導灯	誘導灯	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			変更なし		2							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			変更なし			2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし				2	○					工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし					2	○				工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし						2	○			放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし						2	○			除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし							2	○		第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし								2	○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設									○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設									○	発電機室 認可番号 5次:-
													2
										2	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-		

660

変更後

表3-1 設工認申請対象の申請状況(65/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
{904}	誘導灯	誘導灯	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号			
			変更なし		2							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号		
			改造				2	○					工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし					2	○				工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし						2	○			工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし							2	○		放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし							2	○		除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし								2	○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし									2	○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設									○	放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設									○	発電機室 認可番号 5次:-	
													2	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-
										2	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-			

660

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。